

令和4年度補正予算及び令和5年度予算対応工事等の 円滑な発注等に向けた運用について

令和4年度補正予算及び令和5年度予算対応工事等の円滑な発注等を図るため、昨年度と同様に次のとおり運用します。

1 入札・契約に関する取組

1) 入札参加者数の緩和

指名競争入札（電子入札分に限る）を適用する工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、入札参加者が1者のみの場合であっても、一般競争入札と同様に、入札不調とせずに当該入札手続を実施します。あわせて、再度入札時に落札者がいない場合でも、入札不調とせずに不落随意契約を可能とします。

2) 余裕期間制度の余裕期間の拡大【令和4年度補正予算対応工事のみ対象（令和5年度予算は対象外）】

余裕期間制度における現場代理人の常駐及び主任技術者等の配置を要しない期間を拡大します。

※発注者が設定する余裕期間を「60日を越えない範囲」から「120日を越えない範囲」に拡大します。

3) 総合評価落札方式の弾力的な運用

- ① 施工計画評価型を適用する契約予定金額2億5千万円以上の重要構造物に関する工事について、土木事務所等技術審査会の議決を得た上で、施工能力評価型による発注を可能とします。
- ② 施工能力評価型を適用する工事の対象金額について、「契約予定金額7千万円以上」としていたのを「契約予定金額1億円以上」とします。ただし、契約予定金額7千万円以上1億円未満の工事であっても施工能力評価型の適用は可能とします。

4) 工事中間検査の省略【令和4年度補正予算対応工事のみ対象（令和5年度予算は対象外）】

施工時期や現場の条件に制約のあるものについて、特記仕様書に記載することで中間検査を省略できます。